

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 及び住所	(株) 二輝建設	茨城県潮来市日の出4-8-12
2. 指名停止措置期間	令和7年9月11日から令和7年9月24日まで（2週間）	
3. 指名停止措置の適用範囲	稲敷市が発注する建設工事等	
4. 事実概要	二輝・澤田特定建設工事共同企業体は、潮来市発注の潮来小学校体育館改修工事（潮来地内）の工事現場において、令和7年6月30日、高さ2.7mの鉄骨上で雨桶のビス止め作業中、足を踏み外し転落し作業員1名が重傷を負った。	
5. 指名停止理由	このことは、「稲敷市契約事務等に関する規程」（平成17年稲敷市告示第2号）（以下「規程」という。）別表第2第8号「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故」に該当する。 （稲敷市契約事務等に関する規程別表第2） 事故等に基づく措置基準	
	措置要件	期間
	1～7 （略）	
	（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内